

## 第94号議案

### 東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき東三河広域連合規約を次のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

豊川市長 竹本 幸夫

### 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第12号に次のように加える。

エ 地域産業を担う人材の育成支援に関すること。

### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

---

### 理 由

この案を提出するのは、東三河広域連合において新たな地方創生事業を実施するため必要があるからである。